第２部　環境の状況と環境の保全に関して講じた施策

第１章　豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

第１節　豊かな自然や生物多様性の保全

大分県は、九州本島の北東部に位置し、北と東は周防灘、別府湾、豊後水道の海域に面し、西と南は英彦山、津江山系、くじゅう山群及び祖母傾山系の山岳地帯で囲まれている。地形が複雑で山地や台地が多く、平野は比較的少ない。山地では、広大な高原を山裾に持つくじゅう山群や由布・鶴見岳のほかに、北西に英彦山・犬ヶ岳山系、東南は急峻な山々の連なる祖母・傾山系がその代表である。台地では玖珠地方や耶馬渓地方を中心に、溶岩台地がつくる独特な山容である古い堆積層や溶岩が差別侵食されて生じた奇岩が林立し、優れた景観をつくっている。一方、県南部のリアス式海岸は、中生代、古生代の堆積性の地質からなっており、火山活動による地形造成が広範に見られる本県にとって、特異な地形の代表とされている。

こうした特徴的な地形が気候にも影響し、県内の気候区は、山地型をはじめ準日本海型、内海型、南海型及び内陸型気候区と、県土面積の割には、比較的多くの気候区に分けられている。

また、これらの環境条件は、動植物の分布にも影響を与えている。植生では、県南部海岸にアコウ、ビロウなどの亜熱帯性植物やウバメガシ林、ハマビワ林などの暖地性植生が見られ、内陸部の標高1,000m以上の山地帯では、ブナ林やミズナラ林などの温帯性植生やミヤマキリシマ、コケモモなどの群生する九州山頂帯植生がある。動物では、国指定特別天然記念物のニホンカモシカやオオサンショウウオも生息している。

更に、温泉資源も豊富で、源泉数及び湧出量ともに全国一（平成25年３月31日現在）である。その利用方法も古くからの浴用、飲用のほか、最近では温泉資源を生かした地熱発電、施設園芸など多岐にわたって開発が進められており、全国的な注目を集めている。

このように大分県の自然環境は全般的に優れているが、これは原生的な手つかずの自然が単に豊富に存在することを意味するものではなく、長い人類の歴史の中で、自然と人間が共存してきた結果としての自然状態が良好に保たれてきたことを意味する。広大な草原景観を全国的に誇る久住・飯田高原の自然は、地域の人びとによって慣習的に続けられている火入れ、放牧と採草によって維持されており、里山の雑木林は、薪炭林として伐採を繰り返されていたものが、再生林として自然林状態に復元している姿である。ただ、最近は、過疎化に伴い畑跡地が森林化するなど、自然環境を構成する要素にも変化が見られる。

全国的に危惧されている優れた自然林の消失は、本県でも例外ではない。祖母・傾山系の山肌を覆うブナ・ツガなどの原生林は、伐採等により著しく減少しており、そこに生息する動物の生息域が分断されたり、狭められたりしている。県北の英彦山・犬ヶ岳山系の谷や山腹は伐採と人工林の植林の結果、原生林は稜線近くに帯状に残っているにすぎない。広大な山裾をひろげる久住・飯田の高原も、草原の減少や農道を含む道路網の整備等により、自然環境は変容してきている。また、公共、民間を問わず、都市周辺における各種の開発が、自然環境や生活環境を変化させている。

私たちは、この豊かな自然を利用して、農林水産業をはじめ多くの産業を発展させ、多様な気候や地理的特性のもとで地域色豊かな文化を育むなど、自然の恩恵を受けて生活を営んできた。しかし、経済性や効率性を優先した開発や乱獲等による直接的な自然の減少や、里山の荒廃等に見られるような人が手を加え保持してきた自然の減少、さらに、人為によって移入された外来生物等による生態系のかく乱など、豊かな自然と生物の多様性を危うくする状況が進行している。

第１項　自然公園等の保護・保全

１　自然公園等の現況

本県には、自然環境に恵まれた地域が数多く存在し、国及び県は、これらの地域を自然公園、自然環境保全地域等に指定して保護、管理することにより、自然環境の保全に努めている。

これらの地域の概況は、次のとおりである。

⑴　自然公園の現況

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域を自然公園に指定している。自然公園には、我が国の風景を代表する国立公園、これに準ずる国定公園及び都道府県の風景を代表する都道府県立自然公園がある。

平成25年度末現在の本県の国立公園は、瀬戸内海及び阿蘇くじゅうの２ヵ所２万1,243ha（県土面積の3.4％、自然公園面積の12.1％）、国定公園は、耶馬日田英彦山、祖母傾及び日豊海岸の３ヵ所８万9,306ha（同14.1％、同51.1％）、県立自然公園は、国東半島、豊後水道、津江山系、神角寺芹川及び祖母傾の５ヵ所６万4,298ha（同10.1％、同36.8％）となっており、その総面積は、17万4,847haで北海道、新潟県などについで７番目（平成26年３月31日現在）に多く、県土面積の約28％（全国６位（平成26年３月31日現在））を占めている。（図1-1a及び表1-1b）

図1-1a　大分県の自然公園等（平成26年３月31日現在）

表1-1b　自然公園法及び県立自然公園条例に基づく自然公園指定区域（大分県分）

（平成26年３月31日現在）

①国立公園　（単位：ha）

公園名	指定年月日	面　積	公園の特色	所在市町村
瀬戸内海国立公園	昭和9.3.16 25.5.18 （区域変更） 31.5.1 （区域変更） 59.9.20 （区域変更） 平成25.2.28 （区域変更）	2,933	本県はこの公園の最西端に位置しており、 黒曜石の断崖、褶曲、断層など各種地形地質の構造がみられる姫島、仏教文化遺跡の観賞と瀬戸内海の好展望地としての、両子・文殊地区、ニホンザルの自然動物園高崎山、海蝕崖などの発達やウミネコの営巣地の高島地区からなる。	大分市、豊後高田市、国東市、姫島村
阿蘇くじゅう国立公園 （61.9.10名称変更「くじゅう」を挿入）	昭和9.12.4 28.9.1 （区域変更） 31.5.1 （区域変更） 40.3.25 （区域変更） 56.12.14 （区域変更） 61.9.10 （区域変更） 平成7.12.12 （区域変更）	18,310	熊本県の阿蘇火山一帯と、九州本土最高峰のくじゅう、火山群、広大な久住・飯田の両高原から奥別府までをとりこむ、山岳と高原の公園である。 くじゅう山群には、ミヤマキリシマ、コケモモなど数々の高山植物が生育し、南北に展開する雄大な久住・飯田の高原と相まって独特の山岳景観を呈し、随所に湧出する各種の温泉とともに多くの人々に利用されている。 また、公園内の県道「別府・一の宮線」沿線では、城島高原、由布岳、小田の池、山下池、飯田高原などの美しい自然景観を見ることができる。	別府市、竹田市、由布市、九重町、玖珠町

②国定公園　（単位：ha）

公園名	指定年月日	面　積	公園の特色	所在市町村
耶馬日田英彦山国定公園	昭和25.7.29 45.7.1 （区域変更） 56.9.5 （区域変更）	74,772.50	英彦山を中心に南画風の奇岩秀峰と渓谷美を誇る耶馬渓と、メサ・ビュートの独特な地形を形成する岩扇山、万年山一帯及び温泉、河川美をもって知られる日田、天瀬、松原ダムなどをとりこむわが国最大の溶岩侵食台地である。 有名な青の洞門、羅漢寺もこの公園に含まれている。	中津市、日田市、宇佐市、九重町、玖珠町
祖母傾国定公園	昭和40.3.25	10,240	宮崎県の大崩山、高千穂峡一帯と、祖母傾 山系、三国峠、藤河内渓谷などを含み、山岳を中心とした公園である。 また、モミやツガ、ブナ、シオジなどの針広混交の原生林として西日本に残された唯一の秘境であり、ニホンカモシカや野生のキリなど動植物の学術上貴重なものが数多く見られる。	佐伯市、竹田市、豊後大野市
日豊海岸国定公園	昭和49.2.15	28,474.2 陸域 4,293.8 海域 24,180.4	佐賀関半島から宮崎県美々津海岸に至る、いわゆる日豊海岸と呼ばれる海岸、海中景観に優れた公園である。この公園は典型的なリアス式海岸で多くの島、半島、岩礁、海蝕崖があり、これに激突する黒潮は豪快で男性的な景観を呈しているとともに、この地域は亜熱帯植物の北限地域として学術上貴重な地域でもある。また、水産資源の宝庫として知られ、絶好の釣場が多く点在している。	大分市、佐伯市、臼杵市、津久見市

③県立自然公園　（単位：ha）

公園名	指定年月日	面　積	公園の特色	所在市町村
国東半島県立自然公園	昭和26.3.30 54.6.5 （区域変更） （特別地域指定）	19,691.18 陸域 15,591.18 海域 4,100	国宝富貴寺をはじめ真木大堂、熊野磨崖仏や国東塔など六郷満山にまつわる文化財を数多く含むほか、耶馬溪式景観が林立する国東半島内陸部と岩礁、洞窟をもつリアス式海岸の北部海岸、白砂青松の海岸美を誇る南部の海岸よりなる。この公園には古代文化公園、国民休養地をはじめ、各種のレクリェーション施設が整備されており、また随所で海水浴、キャンプ、魚釣りが楽しめる。	豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市
豊後水道県立自然公園	昭和26.3.30 49.5.31 （区域変更）	8,271.50	日豊海岸国定公園に接続する長目、四浦、鶴見、入津半島などのリアス式海岸とカルスト地形の八戸台一帯からなる。海岸は小島岩礁が多く、アコウなどの亜熱帯植物が茂り、海水浴、魚釣、遊船などの利用が多い。	佐伯市、臼杵市、津久見市
神角寺芹川県立自然公園 （36.4.28名称変更「芹川」を挿入）	昭和26.3.30 36.4.28 （区域変更）	10,065.50	重要文化財神角寺を中心に鎧ケ岳、烏帽子岳の山岳地域、人造湖芹川ダム及び長湯温泉からなる。また、渓仙峡や普光寺の磨崖仏、紅葉で知られる用作公園の他、県民の森も含まれている。	大分市、竹田市、豊後大野市、由布市
津江山系県立自然公園	昭和26.3.30 60.9.20 （区域変更）	16,246	釈迦岳、御前岳、酒呑童子岳、渡神岳など峻険な山岳を中心とする公園で、ブナ、ミズナラ、シオジなどの原生林と渓谷美を誇り、展望もすぐれている。	日田市
祖母傾県立自然公園	昭和26.3.30 40.3.25 （区域変更）	14,123.95	祖母傾国定公園に隣接する山岳、渓谷を中心とした公園で、神原や内山観音、大白谷、九折などを含み、内山観音の文化財、大白谷の渓谷、神原渓谷などの景勝地とともに素朴な山村風景がみられる。また公園利用のため、隣接地の祖母傾国定公園の神原地区（竹田市）に自然探勝路、休憩舎、簡易宿舎、園地などが整備されている。	佐伯市、竹田市、豊後大野市

⑵　自然環境保全地域等の状況

自然公園以外で良好な自然環境を形成し、その保全を図る必要がある区域を自然環境保全地域に指定している。平成25年度末における県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域は、表1-1cのとおり６地域が指定されている。

これとは別に、防衛省との協定により福万山100ha及び高陣ケ尾35ha（いずれも玖珠町）の２地域について、自然環境の保全を図っている。

表1-1c　自然環境保全地域指定状況　（平成26年３月31日現在）
（単位：ha）

名　称	所在	指定年月日	面積	内特別地区	自然環境の特質
大分県武多都自然環境保全地域	国東市	昭和51.12.7	3.3	1.8	武多都社の境内林で、常緑広葉樹スダジイ・コジイの天然林は国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県小城山自然環境保全地域	国東市	昭和51.12.7	3.36	1.62	宝命寺の境内林を中心とする常緑広葉樹スダジイの天然林で、国東半島に残る稀少価値のあるまとまった森林である。
大分県霊山自然環境保全地域	大分市	昭和54.3.30	2.8	2.8（野生動植物保護地区2.8）	大分県に特有のオオイタサンショウウオの生息繁殖の場として残された数少ない地域。大分地区では少なくなったコジイの典型林が残されているのをはじめ、アカガシ、アラカシ等の森林が順調に復元し、すぐれた常緑広葉樹をつくりつつある貴重な地域である。
大分県湯山自然環境保全地域	由布市	昭和54.3.30	3.9	3.9	標高650m ～ 750mの比較的高地にありながら、林内にはシロダモ、ユズリハなどの常緑広葉樹を含み、高木層の林冠群にはコナラ、イヌシデなど落葉広葉樹の両者で構成された、森の仕組みの特異な常落混交の天然林である。
大分県丸山自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.7	1.7	九州北東部と中国西南部の内陸丘陵地に特有とされるコジイ＝イシモチ群集の常緑広葉樹がまとまって残された地域性の強い貴重な天然林である。
大分県堂迫自然環境保全地域	日田市	昭和59.10.6	1.1	1.1	〃
計　6　か　所	—	—	16.16	12.92（2.8）	

⑶　自然海浜保全地区の状況

瀬戸内海区域（中津市山国川から佐伯市鶴見の間）の自然公園以外の自然海浜で、海水浴、潮干狩りなどの公衆の利用に供されている地域を県自然海浜保全地区条例に基づき、自然海浜保全地区に指定して、自然海浜の保全及び適正な利用を図っている。平成25年度末における指定地区は、表1-1dのとおり２地区である。

２　自然公園等の保全

⑴　公園計画の見直し

自然公園は、適正な保護及び利用を図るため公園計画を定めることになっている。また、この公園計画は、自然公園をとりまく社会条件の変化に対応するため、必要に応じて、見直しを行うことができる。

⑵　自然公園の保全管理

自然公園の優れた風致景観を保護するため、自然公園区域内に特別地域、特別保護地区及び海域公園地区が指定されており、当該区域内で行われる一定の行為は、環境大臣又は県知事の許可を受けなければならないことになっている。また、普通地域内の一定の行為は、県知事に届出をしなければならないことになっており、風景の保護のために必要な規制や指導を行っている。

平成25年度中における行為の許可及び届出の状況は、表1-1eのとおりである。

表1-1d　自然海浜保全地区指定状況　（平成26年3月31日現在）

地区名	市町村	指定年月日	海岸線延長	利用型
富来浦自然海浜保全地区	国東市	昭和57年8月3日	約1,000m	潮干狩り
中越自然海浜保全地区	佐伯市	昭和57年8月3日	約　500m	海水浴

表1-1e　平成25年度自然公園許可届出（協議及び届出を含む）件数

	公園名	国定公園			県立自然公園					合　計
		耶馬日田英彦山	日豊海岸	祖母傾	国東半島	祖母傾	豊後水道	神角寺川岸	津江山系	
		知　事			知　事					
許可・協議	工作物の新築	24	9	3	13					49
	工作物の増築	6	1		2					9
	工作物の改築	10	3		2					15
	木竹の伐採	4			2					6
	土石の採取	6								6
	広告物等の設置	3			2					5
	土地の形状変更	4								4
	指定植物の採取									0
	水面の埋立									0
	その他									0
	計	57	13	3	21	0	0	0	0	94
届出・通知	工作物の新築	6	1		1		2			10
	工作物の増築							1		1
	工作物の改築	3					1		2	6
	土石の採取									0
	広告物等の設置				1					1
	土地の形状変更	4				2				6
	水面の埋立		1							1
	計	13	2	0	2	2	3	1	2	25
合計		70	15	3	23	2	3	1	2	119

⑶　自然環境保全地域等の保全管理

県自然環境保全地域については、その保全を図るために地域内に特別地区を指定し、更に必要があれば特別地区内に野生動植物保護地区を指定し、当該地区内における工作物の新築、木材の伐採等の行為は、県知事の許可を受けなければならないこととしており、その他の普通地区についても、一定の行為は県知事への届出を要し、必要な規制や指導を加えることによって保全を図っている。また、防衛省との協定により自然環境の保全を図っている地区については、２年毎に協定者相互で保全のための調査を実施し、適正な管理を行うことにしている。

⑷　自然海浜保全地区の保全管理

自然海浜保全地区については、当該地区内において工作物の新築、土石の採取等の行為を行う場合は、事前に県知事に届出を要し、保全及び適正な利用のために必要があれば勧告又は助言を行うことによって保全を図ることにしている。

3　ラムサール条約

平成17年11月８日アフリカのウガンダで開催された第９回ラムサール条約締約国会議（COP9）にて、くじゅう坊ガツル・タデ原湿原が保全すべき重要な湿地として登録された。中間湿原としては、国内最大級の面積を有している。

タデ原湿原

坊ガツル湿原

ラムサール条約は水鳥の生息地として国際的に重要な湿地や湿地に生息する野生生物の保護を目的として1971年にイランのラムサールで採択された。日本は1980年に加盟し、COP9により「くじゅう坊ガツル・タデ原湿原」をはじめ、20の湿地が登録された。2014年３月現在の国内登録湿地は46か所となっている。

1999年の第７回締約国会議の際に、生態系の保全などについても条約の目的に含め、対象湿地を拡大した。

ラムサール条約は国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全を促進することを目的とした重要な国際条約であり、締約国には登録湿地の保全と「ワイズユース」（賢明な利用）の推進が求められている。今後は、持続可能な自然環境の保全が課題となっている。

くじゅう坊ガツルやタデ原では長い間途絶えていた野焼きを地元の人たちが中心となって復活させた。

毎年、春の芽吹き前に野焼きを行うことで、現在の美しい湿原景観や多様な生き物たちの生息、生育する環境が守られている。

第２項　自然景観の保全と活用

１　沿道環境美化の現況

本県は、海、山、川等の恵まれた自然の中、各所に集落、街、都市が散在し、個性豊かな地域景観が形成されている。各集落や街、都市の間は山岳地帯が多いという地形的要因もあり、鉄道網は少なく、主に国道や県道といった道路によって結ばれ、道路が景観の視点場の中心となっている。

県では、こうした県内の主要な道路の沿道やその周辺の景観の保全及び環境の美化を図るため、「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定し、県道等の沿道で県民生活上又は観光上特に重要な道路の区間を「沿道環境美化地区」に、県道等から眺望することができる山、川、田園等の優れた景観を有する区域でその景観の保全が特に必要な区域を「沿道景観保全地区」に指定している。現在沿道環境美化地区に12路線、沿道景観保全地区に４地区を指定し、こうした地区で、大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民意識の高揚を図ることとしている。

また、平成16年６月には、景観法が公布され、景観と調和のとれた営農条件の確保をはかるべき地域として、棚田、景観作物地帯等に景観農業振興地域整備計画を策定することができるようになった。

２　沿道環境美化の推進

ア　条例の制定

沿道における優れた景観及び美しい環境は、私たちに潤いとやすらぎを与えるものであり、また、これらは、快適環境の重要な要素となるものである。

このため、「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定し、条例に基づく沿道景観保全地区等の指定を行い、当該地区における大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における景観の保全と環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民の意識の高揚を図っている。

イ　主な経過

昭和63年３月に「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を公布し、同年10月に同条例及び規則の施行を行った。

その後の地区指定の状況は表1-2のとおりである。

また、景観法に基づく景観計画を定め、かつ、同法委任条例を施行した市町村の景観計画の区域は、当条例の規定を適用しない旨（適用除外規定の追加）の条例改正を平成19年３月に行った。

ウ　指定地区における指導等

指定地区内における大規模建築物の新築等の行為については、条例の規定により届出が必要となっており、各地方機関において、指定地区内の緑化、建築物の色彩等について指導等を行い、沿道の景観の保全及び環境の美化の推進に努めている。

表1-2　沿道景観保全地区等指定状況　（平成25年12月１日現在）

ブロック	指定地区名	所在	指定年月日	面積・延長
県北・国東	守江湾沿道景観保全地区	（国道213号沿い） 杵築市	元.3.27	約931ha
	亀川・大分空港間沿道環境美化地区	（国道10号～国道213号沿い） 別府市、日出町、杵築市、国東市	元.3.27	約35㎞ 道路側端から20ｍの範囲
	甲尾山周辺沿道景観保全地区	（国道10号沿い） 杵築市	3.3.25	約840ha
	日出・中津バイパス間沿道環境美化地区	（国道10号沿い） 日出町、杵築市、宇佐市、中津市	3.3.25	約54㎞ 道路側端から20ｍの範囲
	宇佐別府道路沿道環境美化地区	（宇佐別府道路沿い） 別府市、日出町、杵築市、宇佐市	7.3.31	約31㎞ 道路の区域から20ｍの範囲
	大分空港道路及び日出バイパス沿道環境美化地区	（大分空港道路沿い） 日出町、杵築市、国東市	7.3.31 15.3.31 （区域拡張）	約32㎞ 道路の区域から20ｍの範囲
	中津・天瀬間沿道環境美化地区	（国道212号沿い） 中津市、日田市	16.3.31	約75㎞ 道路側端から20ｍの範囲
中央・久大	由布院盆地沿道景観保全地区	（国道210号沿い） 由布市	元.12.25	約488ha
	賀来・滝瀬間沿道環境美化地区	（県道大分挾間線～国道210号沿い） 大分市、由布市、九重町、玖珠町	元.12.25	約58㎞ 道路側端から20ｍの範囲
	九州横断自動車道長崎大分線沿道環境美化地区	（九州横断自動車道長崎大分線沿い） 大分市、別府市、日出町、由布市、九重町、玖珠町、日田市	7.3.31 15.3.31 （区域拡張）	約103㎞ 道路の区域から20ｍの範囲
	大分・久住間沿道環境美化地区	（国道442号、県道412号及び県道30号沿い） 大分市、豊後大野市、竹田市	16.3.31	約51km 道路側端から20ｍの範囲
豊肥	菅生沿道景観保全地区	（国道57号沿い） 竹田市	3.3.25	約566ha
	犬飼・菅生間沿道環境美化地区	（国道57号沿い） 豊後大野市、竹田市	3.3.25	約47㎞ 道路側端から20ｍの範囲
県南	上戸次・宗太郎峠間沿道環境美化地区	（国道10号沿い） 大分市、豊後大野市、臼杵市、佐伯市	3.3.25	約63㎞ 道路側端から20ｍの範囲
	東九州自動車道沿道環境美化地区	（東九州自動車道沿い） 大分市、臼杵市、津久見市	15.3.31	約27㎞ 道路の区域から20ｍの範囲
	宇目・犬飼間沿道環境美化地区	（国道326号沿い） 佐伯市、豊後大野市	16.3.31	約39㎞ 道路側端から20ｍの範囲
計	沿道景観保全地区　4地区 約2,825ha 沿道環境美化地区　12路線 約 615㎞			

※平成19年7月1日から、大分市の景観計画区域（市内全域）は適用除外
平成20年7月1日から、別府市の景観計画区域（市内全域）は適用除外
平成22年9月1日から、中津市の景観計画区域（市内全域）は適用除外
平成23年6月1日から、臼杵市の景観計画区域（市内全域）は適用除外
平成24年4月1日から、日田市の景観計画区域（市内全域）は適用除外
平成25年4月1日から、宇佐市の景観計画区域（市内全域）は適用除外
平成25年10月1日から、杵築市の景観計画区域（市内全域）は適用除外
平成25年12月1日から、由布市の景観計画区域（由布院盆地景観計画区域）は適用除外

第３項　多様な生態系の保全

１　生物多様性の現状把握及び対策

⑴　希少野生動植物の調査及び保護

環境省は、全国的な規模で絶滅のおそれのある動植物の種を選定し、その生息状況等を解説した資料である「日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」を1991年に初めて作成し、以降、自然環境と調和した開発計画の立案や自然保護政策の基礎資料として活用されている。

本県においても、県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・整理・検討し公表することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護をはかるため、平成12年度に「レッドデータブックおおいた」、平成13年度にはその普及版を発行し、小中学校等にも配布して、県内の希少野生生物の現状について普及・啓発を図った。さらに、平成22年度にはそのデータの見直しを行い、「レッドデータブックおおいた2011」として大分県ホームページにおいて公表し、平成24年度に普及版を発行した。

平成18年３月に、希少野生動植物の保護に関する条例を制定し、これまで指定希少野生動植物の指定（20種）や保護管理事業計画の決定（５種）を実施している。

また、平成24年度からオンセンミズゴマツボやヒゴタイ等の希少野生動植物の保護活動をNPO等に委託して行う絶滅危惧種保護活動事業を実施しており、平成25年度は５団体に委託した。

⑵　外来生物対策

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）が平成16年に制定され、各地方公共団体においても同法に基づく外来生物対策が可能となった。

アライグマについては、市町村を中心とした防除体制の整備を図るため、平成22年度から24年度にかけて、10市町において防除研修会を実施した。また、平成25年度には、モニタリングや捕獲等に関する知識・技術を習得してもらうためのDVDを作成し、市町村等に配布した。

また、平成25年度からオオハンゴンソウ、オオフサモ等の特定外来生物の駆除活動をNPO等に委託して行う特定外来生物駆除活動支援事業を実施しており、平成25年度は２団体に委託した。

さらに、外来生物のもたらす生態系等への被害やその防除に関する普及啓発を大分県ホームページ等を活用して実施している。

⑶　自然環境学術調査

本県では、県内の自然環境の現状を把握するために昭和44年の「大分県海中公園候補地学術調査」を皮切りに、表1-3のとおり自然環境学術調査を実施してきた。平成18年度は、平成17年11月に「くじゅう坊ガツル・タデ原湿原」がラムサール条約湿地に登録されたことから、その保全と賢明な利用の基礎資料を得るため、坊ガツル湿原を調査した。

また、自然環境学術調査の内容を中心に、県内の優れた自然環境を多くの人に紹介するために自然ガイドブックを発行している。平成19年度は、「くじゅう坊ガツル地域自然環境学術調査報告書」の内容を中心に、自然ガイドブックVol. 13「くじゅう坊ガツル地域の自然」を発行した。

また、平成19、20年度には、国東半島県立自然公園自然環境学術調査を、平成23年度には祖母傾国定公園内、平成24年度には国東半島県立自然公園及び耶馬日田英彦山国定公園内、平成25年度には津江山系県立自然公園内におけるシカの食害等の影響を把握するため、奥山地域植生等調査を実施した。

表1-3　自然環境学術調査実施状況

	年　度	調査地区
広域的な調査	昭和44	大分県海中公園候補地学術調査報告書（日豊海岸国定公園候補地資料）
	昭和48	大分県の植生
	昭和49	大分県の自然－現況と保護対策－
	昭和49	自然環境調査報告（地形・地質）国東半島地域
	昭和50	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（国東半島地域の植物）
	昭和50	祖母傾地域の自然環境保全調査報告
	昭和51	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（阿蘇くじゅう国立公園地域）
	昭和52	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（玖珠地区）
	昭和53	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（県南地区）
	昭和54	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（県北地区）
	昭和55	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（日田地区）
	昭和56	大分県自然環境保全地域候補地調査報告書（豊肥地区）
	昭和57、58	耶馬日田英彦山国定公園学術調査
	昭和59	祖母傾国定公園学術調査
	昭和60	日豊海岸国定公園学術調査
	昭和63	阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域学術調査
	平成19、20	国東半島県立自然公園自然環境学術調査
	平成23	奥山地域植生等調査（祖母傾国定公園）
	平成24	奥山地域植生等調査（国東半島県立自然公園及び耶馬日田英彦山国定公園）
	平成25	奥山地域植生等調査（津江山系県立自然公園）
限定した地域の調査	昭和48	西の小池とその周辺の植生（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成3	小田の池自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成4	猪の瀬戸湿原自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成5	蒲江町深島・屋形島・名護屋地域自然環境学術調査（日豊海岸国定公園）
	平成6	深耶馬地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国定公園）
	平成7	夷耶馬・鷲巣岳地域自然環境学術調査（瀬戸内海国立公園、国東半島県立自然公園）
	平成8	酒呑童子山地域自然環境学術調査（津江山系県立自然公園）
	平成10	くじゅう黒岳地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成11	藤河内渓谷周辺地域自然環境学術調査（祖母傾国定公園）
	平成12	犬ケ岳津民川地域自然環境学術調査（耶馬日田英彦山国定公園）
	平成13	くじゅうタデ原地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）
	平成14	佐賀関町高島及び関崎周辺地域（瀬戸内海国立公園及び日豊海岸国定公園）
	平成15	鶴見半島及び大島地域（日豊海岸国定公園・豊後水道県立自然公園）
	平成18	坊ガツル地域自然環境学術調査（阿蘇くじゅう国立公園）

⑷　生物多様性おおいた県戦略の策定

本県の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「生物多様性おおいた県戦略」を平成23年３月に策定した。

また、平成24年度に、本戦略の基本目標の実現に向けた施策の実施状況を把握するための客観的指標として、「生物多様性指標」を設定した。

県戦略は、「豊かな自然と人間とが共生するふるさとおおいたの創造」を基本目標に掲げ、生物多様性の重要性を認識し、保全を図り、その恩恵を将来にわたり持続的に享受できる社会の構築を目指している。

今後は、自然保護施策の積極的な展開に加え、県民一人ひとりの理解と主体的な実践が必要なことから、普及啓発、広報活動、環境教育等を積極的に推進する。

2　野生動植物との共生と保護体制の整備

⑴　鳥獣保護の現状

野生鳥獣は、生物多様性を確保する上で、重要な役割を果たしてきた。近年、一部の野生鳥獣が生息環境の変化により減少する一方、イノシシ、シカ等増えすぎた野生鳥獣による農林水産物被害が増加し、その対策が課題となっている。

このような現状から、本県における野生鳥獣の適正な管理に資するため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、特定鳥獣保護管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第11次鳥獣保護事業計画（平成24 ～ 28年度）」を策定し、野生鳥獣の保護と農林水産業の健全な発展をめざした鳥獣行政を推進している。

⑵　鳥獣保護

ア　鳥獣保護区の指定

鳥獣の保護を図るため、**鳥獣保護区**及び特別保護地区を指定するとともに、狩猟鳥獣の増加を図るため、**休猟区**を指定している。鳥獣保護区は、平成25年11月１日現在で、県下で66か所、県土面積の約5.5％にあたる34,872haを指定している。また、鳥獣保護区内で特に重要な鳥獣生息地８か所については特別保護地区に指定し、この中には天然記念物カラスバトの生息地として知られる佐伯市（旧蒲江町）の沖黒島や、ウミネコが営巣する大分市（旧佐賀関町）の高島などが含まれている。

佐伯市の沖黒島

イ　狩猟制度及び違法捕獲の取締り

狩猟鳥獣（資料編表 自然２）については、毎年11月15日から翌年２月15日までを狩猟期間（イノシシ・シカについては11月１日から翌年３月15日まで）としており、鳥獣の種類、捕獲数を定めて狩猟を許可している。その他、県内で67名の鳥獣保護員を委嘱し、違法捕獲や狩猟違反の取締りに当たっている。（狩猟者によるH25年度の主な鳥獣の捕獲数　資料編 表 自然３）

ウ　特定鳥獣保護管理計画

シカ・イノシシによる農林業への被害は、中山間地域等での人々の暮らしに深刻な影響を及ぼしていることから、これを防止するため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、市町村からの被害状況、捕獲者へのアンケートやシカの生息密度調査などにより個体数の増減を調査している。

これにより、イノシシ・シカについては平成19年度から県内全域で猟期を11月１日から３月15日までに延長し、シカについては１日１人１頭という捕獲数制限を解除するとともに、捕獲報償金制度の活用と併せ、「県内一斉捕獲」や隣県と連携した「九州シカ広域一斉捕獲」を実施するなど捕獲圧の強化を図り、適正な生息数になるよう個体数管理を進めている。（県内の鳥獣による被害状況　資料編 表 自然４）

エ　予防対策等

平成20年度から県では鳥獣害対策アドバイザーの養成に取り組んでおり、市町村、県、農業共済組合、農協職員また猟友会会員等で、集落や農家に対して的確に鳥獣害対策を助言できるよう、県の鳥獣害対策研修会を受講した者を認定している。

また、平成21年度から鳥獣害対策専門指導員２名を県庁に配置し、市町村や集落等に対し効果的な予防対策等の指導を行っている。

さらに、平成23年８月に行政・関係団体等を構成員とする鳥獣被害対策本部（本部長：副知事）を県庁内に、現地対策本部を各県振興局単位に設置し、総合的な鳥獣被害対策を実施している。

このなかで、住民自らが防護柵で守る、捕獲に取り組む「戦う集落づくり」を推進しており、イノシシ等による被害農地等において、効果的な電気柵や鉄線柵等に併せ捕獲ワナの設置に要する経費の支援や技術指導等を行っている。

3　野生動植物の生育・生育環境の保全

⑴　キジの放鳥

県内ではキジが減少していることから、鳥獣保護区や休猟区のキジ生息適地に平成25年度は820羽のキジを放鳥し、鳥獣保護と狩猟の調和を図っている。

⑵　野鳥の生息調査

野鳥の生息実態を把握するため、毎年１月第二日曜日を中心に全国一斉に行われるガン・カモ科鳥類生息調査や11月15日にキジ・ヤマドリ出会い調査等を行っている。

⑶　鳥獣保護思想の普及

鳥獣保護の理解と協力を得るため、愛鳥週間を中心に、毎年各地で行われる探鳥会に協賛するとともに、愛鳥週間用ポスター原画展を実施し、愛鳥思想の普及に努めている。

また、普及活動の一環として、主に小中学校を対象として愛鳥モデル校を指定し、指定校には関係図書等の配布を行っている。

⑷　傷病鳥獣対策

公益社団法人大分県獣医師会等の協力を得て、県内に鳥獣110番救護所を32か所設置し、傷病鳥獣の治療と野生復帰に向けた取組を行っている。

第４項　森林の保全

１　森林保全の現状と課題

森林は、木材生産のほか、水を蓄える緑のダムとしての働き、土砂の流出・崩壊を防止する防災の働き、生活環境の形成・保全などの多面的機能を有しており、県民が安全で安心して生活していく上で重要な役割を果たしている。

また、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止にも大きく寄与している。

これらの森林の持つ機能を効果的に発揮させるためには、適正に管理された活力ある森林を健全に維持、増進することが必要である。

しかしながら、木材価格の長期的な低迷、山村地域の高齢化、後継者不足等により、手入れ不足等の森林が増加傾向にあり、機能低下による災害の発生などが危惧されている。このため、既存制度を有効に活用し、様々な対策を講じた。

２　造林事業

森林所有者や森林組合等の林業事業体が行う植林、下刈、間伐等の森林整備事業に対して助成することにより、森林の持つ多面的機能の維持増進を図っている。

特に、スギ、ヒノキ等の人工林の健全な育成に必要な間伐事業に対して重点的に助成を行っている。平成25年度は4,370haの間伐事業を含め、9,939haの森林整備事業に対して助成を行った。

３　保安林の整備

重要な公益的機能を持つ森林を保安林に指定し、その機能を維持・増進するために伐採や開発を制限している。また、「公益上の理由」若しくは「指定理由の消滅」に限って、指定の解除を行っている。平成25年度は新たに、381haを保安林に指定したほか、主に公益上の理由で0.7haの解除を行った。この結果、平成25年度末現在の保安林面積は118,667haとなっている。

一方、機能が低下したり、自然災害等により荒廃した保安林については、治山事業を実施し、森林の保全を図った。

４　林地開発許可

保安林以外の森林については、林地開発許可制度により、災害の防止と適切な森林利用を確保するため、1haを超える森林の開発について知事の許可制としている。平成25年度は、新規９件、変更２件の許可を行った。

５　県民の森

県民の森が有する豊かな自然や多様な森林を活かし、広く県民に憩いや安らぎ、保健休養の場を提供するとともに、野生動植物とのふれあいを通じ、森林自然環境教育や青少年の野外体験活動等を推進している。

また、NPO等に県民の森をフィールドとして提供し、森林とのふれあいや自然体験活動を支援している。

さらに、平成18年度から指定管理者制度を導入し、施設サービスの向上や自然観察会等のイベントの充実を図り、その活用を推進している。

６　森林環境税の活用

森林環境を保全し、森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための財源として、平成18年度に「森林環境税」を導入し、平成23年度からは、27年度までの５年間を第２期として、様々な事業に取り組んでいる。

第２期は、「県民生活を守り、地球環境保全につながる森林（もり）づくり」をテーマとして、３つの施策を柱に各種事業を展開している。

１つ目は「災害に強く、生物多様性に配慮した森林の整備」で、森林の持つ公益的機能の回復や保全を図るため、荒廃した森林や竹林の整備、シカ被害から森林を守るための事業を重点的に実施している。２つ目の「低炭素社会に向けた森林資源の確保と循環利用」では、林業適地において低コスト再造林を促進し、将来にわ

たって利用が可能で、二酸化炭素吸収能力が高い健全な人工林資源を確保し、併せて再生産が可能な木材利用を推進している。３つ目の「県民参加の輪を広げ、次世代へつなぐ取組」では、県民総参加の森林づくり運動の推進や森林ボランティア活動の支援、NPO等が行う森林づくり活動や森林環境教育活動等を支援している。

第５項　水辺の保全

１　河川環境の保全

近年、河川流域内の都市化の進展に伴い、河川環境についても著しく変化し、地域住民の水辺環境の保全に対する関心が高まるとともに、地域の実情に応じた河川整備が望まれている。

このため、洪水被害の防止・軽減を行う河川改修など河川の整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系に配慮した多自然川づくりに取り組むなど河川環境の保全に努めている。

２　砂防事業の環境保全

砂防事業は、流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守るとともに、荒廃した山地を本来の緑豊かな環境に戻すことを基本理念としている。このため事業実施にあたっては、自然環境や生態系の保全に配慮しつつ、土砂災害の防止に努めている。

３　海岸環境の保全

海岸整備は、津波や高潮から人命等を守るほか、近年の海岸環境への意識や、海洋レクリエーションへの需要の高まりを背景に、環境・利用の視点に立った整備が求められている。

このため、地域と連携を図りながら、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を行っており、平成26年度は別府港海岸（関ノ江地区）、国東港海岸（武蔵（藤本）地区）において事業を実施している。

第６項　自然とのふれあいの推進と適正な利用

１　自然公園指導員

近年、自然とのふれあいを求め、自然公園を利用する人が増加する中で、優れた自然環境の適正な保全を図っていくためには、法令による規制のほか、県民一人ひとりの自然に対する正しい理解と深い関心を養うことが重要である。そのため、本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による136名（平成26年３月31日現在）の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の予防等を指導している。

２　普及啓発活動の推進

自然保護について普及啓発を図るため、以下の事業を実施した。

⑴　自然公園美化活動

「環境月間」中（６月１日～30日）の各種行事の一環として、くじゅう山開き（６月第１日曜日）に合わせて、関係市町村にごみ袋を配布するなどして自然公園内の美化を呼びかけた。

８月第１日曜日を自然公園クリーンデーとして、自然公園内の美化に関する普及啓発活動に努めた。

⑵　案内板の設置

自然公園と自然環境保全地域の周知と利用促進を目的として、区域等を示した案内板を設置している。平成25年度は、耶馬日田英彦山国定公園に設置した。

３　ジオパーク構想の推進

ジオパークとは、地球活動の遺産を見所とし、地域に点在する地形や地層などの地質遺産を地域資源として活用しながら、観光・ツーリズムの振興や教育学習活動等に活かしていく取組を行う地域で、日本ジオパーク委員会が認定しユネスコが支援している。

本県には、日本列島の形成過程を示す貴重な地殻変動の証拠が残るなど、学術的価値が高い貴重な地形・地質が多く存在していることから県はそれら地質遺産の価値と意味を県民自ら理解し保全・活用するため、広く周知を行うとともに、平成23年度から姫島村及び豊後大野市の日本ジオパーク認定に向けた取組への支援を行ってきた。

平成25年９月に両地域が日本ジオパークに認定されたことから、これを契機として、国内外の研究者等に情報発信する国際フォーラムを開催したほか、海底地形調査や土壌分析調査など各種調査の実施による学術的基盤の強化や受入体制の充実を図るなど、持続可能なジオパーク活動とするための取組を行っている。

平成23年度の取組

・ジオシンポジウム・ジオウオークの開催
豊後大野市、姫島村、別府市の３か所にて開催
参加者総数　590名

平成24年度の取組

・姫島村及び豊後大野市の、ジオパーク認定を目指す取組を支援
・ジオシンポジウム・ジオウオークの開催
竹田市、九重町、別府市、津久見市の４か所にて開催
参加者総数　515名

平成25年度の取組

・姫島村及び豊後大野市の、ジオパーク認定を目指す取組を支援

平成25年４月	日本ジオパーク認定申請書提出
５～８月	日本ジオパーク委員会による公開審査、現地審査
９月24日	日本ジオパーク認定決定
平成26年２月	おおいたジオ国際フォーラム開催 参加者総数　1,341人

平成26年度の取組

・学術研究論文等の募集やアウトドア系雑誌記者対象のモニターツアーを実施するなど、姫島村と豊後大野市の取組を含む「おおいた」の地域力を広く情報発信し、ジオパークの活動が持続可能な取組となるよう支援

第２節　快適な地域環境の保全と創造

第１項　ゆとりある生活空間の保全と創造

１　都市環境の整備

近年の都市を取り巻く社会情勢の変化や、住民の生活環境に対する関心の高まりなどを背景に、安全・安心なまちづくりをはじめ、バリアフリーやユニバーサルデザインといった誰もが住みやすい居住環境の創造、魅力ある快適な都市空間の創出が求められている。このため、本県では、安全、快適で機能的な都市空間の創造を目的として、次のような事業を実施している。

⑴　街路事業

自動車、自転車、歩行者の安全で円滑な交通の確保だけでなく、電線類の地中化、幅の広い歩道の整備や植樹帯等の緑化による良好な都市環境の創出を目的として整備を進めている。

⑵　市街地開発事業

市街地開発事業は、一定の地域について、総合的な計画に基づく宅地又は建築物の整備を公共施設等の整備と併せて行う面的な開発事業である。土地区画整理事業は、その市街地開発事業の代表的事業であり、本県の土地区画整理事業の施行地区は、平成25年度末で58地区、面積2,946.8ha、施行済55地区、面積2,814.3ha、施行中３地区、面積132.5haである。土地の区画形質の整形と公共施設の整備を一体的に行うことにより良好な宅地を造成し、健全な市街地として全体の土地利用の増進を進めている。

⑶　共生のまち整備事業

高齢者、障がいのある方、児童などすべての県民が、自立していきいきと生活し、社会・経済・文化その他のあらゆる分野の活動に参加して、人と人との交流が深まる共生社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障壁を取り除くことを目的に、県が設置又は管理する既存の公共施設のバリアフリー化を進めている。具体的には、①点字ブロックの設置や歩道の段差等の改良、②県有施設(建物、公園等)での多機能トイレ・スロープ設置などの改修、③交通環境（視覚障害者用音響信号機等)の整備を進めている。

２　都市公園等の整備計画

⑴　都市公園等の現況

都市公園は、良好な景観、風致を備えた都市環境を形成し、コミュニティ意識の高揚や安らぎのある環境の創造に寄与するものであり、地域住民が健康で快適な文化の香り高い生活を享きるよう、ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成するための施設である。

本県の都市公園の現況は、表2-1aのとおりである。

表2-1a　大分県の都市公園現況
（別表）

⑵ 都市公園等の整備計画

緑豊かな潤いある都市の形成を一層促進するため、効果的かつ効率的に事業を進めている。平成25年度の事業概要（補助事業）は表2-1bのとおりである。

また、計画的な都市公園の整備を推進するため、平成26年４月に「大分県都市公園条例」の一部を改正し、今後の都市公園の整備目標を定めた。

表2-1b　平成25年度の事業概要（補助事業）

都市名	事業主体	箇所数	箇　所　名
大分市	市	7	戸次門前児童公園他６か所 （都市公園安全安心対策緊急総合支援事業）
臼杵市	市	1	臼杵市総合公園
日出町	町	3	黒岩公園他２か所
中津市	市	1	大貞総合運動公園他
杵築市	市	1	杵築市福祉公園
計（４市１町）		13箇所	

⑶ 「おおいたおすすめ和み空間」の選定

「ごみゼロおおいた作戦」の一環として、平成17年度特別枠予算で「おおいたおすすめ和み空間保全事業」を実施した。

地域住民が子供の頃から身近に親しみ馴染んできた心和む自然環境で、次の世代へと守り継ぐべき共有の財産として環境保全グループによって保全されている空間を「おおいたおすすめ和み空間」として募集し、計87か所を選定した。（資料編 表 自然６）

本事業は平成22年度末をもって終了したが、現在も86か所について、大分県庁のホームページ上での情報発信を継続している。

表2-1a　大分県の都市公園現況

公園種別	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園					
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園		レクリエーション都市		風致公園	
都市名	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
大分市	520	103.83	22	41.55	4	20.56	7	67.48	3	29.01	2	167.87	0	0	3	7.01
別府市	125	11.26	7	8.20	1	6.38	2	38.08	1	12.45	0	0.00	0	0	1	5.79
中津市	15	3.91	6	7.14	0	0.00	1	6.40	1	27.45	0	0.00	0	0	0	0.00
日田市	23	4.98	3	4.94	3	10.42	2	23.99	0	0.00	0	0.00	0	0	3	3.93
佐伯市	17	4.45	1	1.00	0	0.00	1	6.72	1	43.75	0	0.00	0	0	0	0.00
臼杵市	2	0.28	0	0.00	0	0.00	3	24.20	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
津久見市	23	3.32	2	2.00	2	9.16	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
竹田市	1	0.39	3	4.90	0	0.00	0	0.00	1	17.41	0	0.00	0	0	0	0.00
豊後高田市	5	1.31	1	2.24	1	8.40	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
杵築市	18	1.97	2	4.91	0	0.00	2	11.78	0	0.00	0	0.00	0	0	1	5.17
宇佐市	7	2.03	1	1.14	2	12.33	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
豊後大野市	4	1.36	0	0.00	0	0.00	1	10.46	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
由布市	20	2.11	0	0.00	1	5.89	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
国東市	3	1.06	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00
日出町	9	2.32	1	1.01	3	8.09	1	10.91	0	0.00	1	31.45	0	0	0	0.00
玖珠町	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	4.00	1	3.34	0	0.00	0	0	0	0.00
都市公園計	792	144.58	49	79.03	17	81.23	21	204.02	8	133.41	3	199.32	0	0	8	21.90
特定地区公園（カントリーパーク）																
日田市(天瀬町)					1	6.70										
佐伯市(弥生町)					1	4.91										
竹田市(直入町)					1	6.20										
宇佐市(院内町)					1	13.00										
豊後大野市(緒方町)					1	18.10										
由布市(庄内町)					1	9.88										
国東市(国見町)					1	7.60										
小計（カントリーパーク）					7	66.39										
大分県計	792	144.58	49	79.03	24	147.62	21	204.02	8	133.41	3	199.32	0	0	8	21.90

面積単位：ha　１人当面積：㎡［各小数点以下２桁表示］

（平成26年３月31日現在）

特殊公園						緩衝緑地		都市緑地		広場公園		緑道		都市公園合計		都計内人口（千人）	1人当面積（㎡）
動植物園		歴史公園		墓園													
箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積		
1	8.57	2	0.68	0	0.00	4	110.20	134	114.05	1	1.13	14	17.72	717	689.66	467	14.77
0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.94	0	0.00	0	0	2	2.18	140	85.28	121	7.05
0	0.00	2	1.71	0	0.00	0	0.00	1	1.17	0	0	0	0.00	26	47.78	70	6.83
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	34	48.26	52	9.28
0	0.00	1	44.36	0	0.00	0	0.00	14	1.70	0	0	2	2.76	37	104.74	40	26.19
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	24.48	29	8.44
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	27	14.48	16	9.05
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	22.70	8	28.38
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	0.21	0	0.00	8	12.16	15	8.11
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	23	23.83	21	11.35
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	10	15.50	46	3.37
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	5	11.82	14	8.44
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	21	8.00	24	3.33
0	0.00	1	4.31	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	4	5.37	4	13.43
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	15	53.78	28	19.21
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0	0	0.00	2	7.34	10	7.34
1	8.57	6	51.06	0	0.00	5	111.14	149	116.92	2	1.34	18	22.66	1,079	1,175.18	965	12.18
														1	6.70	5	13.40
														1	4.91	8	6.14
														1	6.20	3	20.67
														1	13.00	5	26.00
														1	18.10	6	30.17
														1	9.88	9	10.98
														1	7.60	4	19.00
														7	66.39	40	16.60
1	8.57	6	51.06	0	0.00	5	111.14	149	116.92	2	1.34	18	22.66	1,086	1,241.57	1,005	12.35
国公表値：特定地区公園旧町村人口を含まない場合→														1,086	1,241.57	965	12.87

第２項　美しい景観の形成

１　都市景観の創出

都市機能の拡散により、都市活動が広範囲に広がり、自然地や農地の宅地化などにより、本県が有する豊かな自然環境や田園景観が脅かされつつある。近年では、景観法や歴史まちづくり法が施行され、豊かな自然的景観や歴史的なまちなみなど大分固有の都市景観の創出を図っている。

第３項　身近な緑の保全と創造

１　環境緑化の推進

みどりは、多様な生命を育み、美しい景観の形成、県土の保全、水資源のかん養、レクリエーション・保健休養の場の提供など私たちの生活に欠かすことのできない重要な役割を果たしており、このみどりを県民共通の財産として次世代に引き継いで行かなければならない。このため、大分県環境緑化条例に基づき緑化基本計画（現行：第５次計画（平成25年度～ 34年度））を策定し、みどりの保全、みどりの利用、県民総参加のみどりづくりを基本施策として、県民一体となった“みどり豊かな住みよい県土づくり”を推進している。

⑴　緑地の保全

ア　樹林、樹木の保全

鎮守の森など貴重な森林や昔から地域住民に慣れ親しまれてきた老樹、名木を特別保護樹林、特別保護樹木に指定し、その保護保全を図っている。

現在、県内では特別保護樹林は21か所、特別保護樹木は64本であり、表2-3aのとおりである。

表2-3a　特別保護樹林・保護樹木の指定状況
（別表）

イ　緑地の保全

市街地及びその周辺地域の自然・緑地を乱開発等から守るため、県緑化地域に指定し、開発の届出を義務づけ、緑化基準による計画的な緑化を指導している。また、それ以外の地域では、大規模開発の届出義務により自然環境と調和のとれた緑地の保全を図っている。

県緑化地域の指定状況は、表2-3bのとおりである。

⑵　緑地の造成

ア　公共施設

都市及びその周辺地域にオープンスペースをもつ公共施設は住民の憩いの場やコミュニケーションの場となるため、積極的な緑化を行い、みどり豊かな公共施設の整備を推進している。

イ　住宅地、工場、事業所等

住宅地における緑化の推進を図るため緑化木の配布や緑化のPRに努めている。また工場や事業所の緑化は従業員の快適な職場環境を形成するだけでなく、地域住民にとっても騒音やほこりの抑制等重要な役割をもっていることから、積極的に緑化に努めるよう目標とすべき緑化率を定めている。

⑶　緑化思想の高揚

環境緑化を推進するために、緑化に対しての県民理解や意識醸成に取り組んでいる。

ア　環境緑化推進運動

３月の緑化推進強化月間や10月のみどり

表2-3b　県緑化地域の指定状況　（平成26年10月31日現在）

区　分	指定地域	指定面積	指定地域の範囲	指定年月日
別府地域	明ばん鉄輪地域	130ha	別府市の明ばん、鉄輪温泉地帯背後の丘陵山地の地域	S49.3.15
	野田地域	150ha	別府市の亀川地区背後の貴船域を中心とした丘陵山地の地域	S49.3.15
	海岸地域	330ha	東別府から亀川に至る国道10号線より別府湾沿いの地域	S49.3.15
計		610ha		
佐伯地域	佐伯中部地域	620ha	番匠川、中江川及び日豊本線に囲まれた地域	S62.4.7
合計	4地域	1,230ha		

のまちづくり推進月間、みどりの月間（4月15日～5月14日）に、環境緑化木の配布や緑の募金街頭キャンペーン、県内各地での緑化行事を行っている。

イ　緑化教育の推進

みどりの少年団活動や学校林を活用した森林体験活動を支援している。

⑷　緑化推進体制の整備

（公財）森林ネットおおいた及び市町村等と連携を図りながら、県民総参加によるみどり豊かな住みよい県土づくりを目指し、その推進体制の整備を図っている。

表2-3a　特別保護樹林・保護樹木の指定状況

⑴　特別保護樹林一覧表　（平成26年10月31日現在）

	名　称	所　在	所　有	樹林の状況（主樹種）	指定年月日
1	熊野権現の森	豊後高田市平野	熊野社	スギ、ウラジロ、カシ、ケヤキ、モチノキ、ムク、ツバキ	S49.3.15
2	朝見神社の森	別府市朝見	朝見神社	スギ、カシ、クス、バクチノキ	S49.3.15
3	観海寺の森	別府市南立石観海寺	佐藤　保雄	コジイ	S49.3.15
4	火男火売神社の森	別府市鶴見	火男火売神社	スギ、イチイガシ	S49.3.15
5	柞原八幡宮の森	大分市大字上八幡	柞原八幡宮	スギ、ヒノキ、クス、モミジ	S49.3.15
6	小野鶴八幡社の森	大分市大字小野鶴	小野鶴八幡社	スギ、イチョウ、モミ	S49.3.15
7	春日神社の森	大分市大字勢家町	春日神社	クス、ケヤキ、エノキ、イヌマキ、ムクノキ	S49.3.16
8	西寒多神社の森	大分市大字寒田	西寒多神社	ヒノキ、スギ、イチイガシ、オガタマノキ	S49.3.15
9	日吉神社の森	大分市大字木田	日吉神社	ヒノキ、スギ、クス、モミ、カシ、シイ、ハゼ	S49.3.15
10	鷹松神社の森	大分市大字高松	鷹松神社	クス、イチョウ、マキ	S51.3.9
11	若宮八幡社の森	佐伯市大字鶴望	若宮八幡社	スギ、クス、ツガ、シイ	S49.3.15
12	堅田八幡社の森	佐伯市大字長谷	堅田八幡社	シイ、カシ	S50.1.7
13	八坂神社の森	佐伯市弥生大字江良	八坂神社	ハナガガシ、スギ、ヒノキ、マツ	S51.3.9
14	健男社の森	豊後大野市緒方町上畑	健男社	スギ、ヒノキ、マツ	S50.1.7
15	キンメイモウソウチクの森	臼杵市野津町大字王子	西山　順一	キンメイモウソウチク	S51.7.20
16	城原神社の森	竹田市大字米納	城原神社	スギ、イチョウ、モミジ、ケヤキ、クス、ヒノキ	S49.3.15
17	宮園鎮座津江神社の森	日田市中津江村合瀬	津江神社	スギ	S50.1.7
18	浦津江神社大杉の森	日田市上津江町川原	津江神社	スギ	S51.3.9
19	法華寺のツバキ林	中津市大字福島	法華寺	ヤブツバキ	S50.1.7
20	雲八幡神社の森	中津市耶馬渓町宮園	雲八幡神社	スギ	H10.3.20
21	真玉八幡神社の森	豊後高田市西真玉	真玉八幡神社	コジイ、イチイガシ	H17.12.9

⑵　特別保護樹木一覧表　（平成26年10月31日現在）

番号	樹木名	所　在	所　有	胸高周囲（cm）	樹高（m）	樹齢	指定年月日
1	クスノキ	豊後高田市新栄	算所区	760	23.0	500	S49.3.15
2	フェニックス	豊後高田市呉崎	豊後高田市	200	12.0	63	S50.1.7
3	イスノキ	杵築市大田白木原	白木神社	400	20.0	600	S50.1.7
4	カキ	豊後高田市真玉	富山　寿満	170	16.0	230	S50.1.7
5	イチイガシ	国東市国見町赤根一円坊	赤根社	290	22.0	300	S51.3.9
6	ケヤキ	国東市国東町大恩寺	文殊仙寺	565	30.0	1000	S49.3.15
7	クスノキ	国東市武蔵町三井寺	椿八幡神社	790	22.0	950	S49.3.15
8	イチョウ	別府市大字内成	大野　秀永	560	30.0	1000	S49.3.15
9	シダレザクラ	別府市大字東山	安楽寺	126	10.0	80	S49.3.15
10	ウスギモクセイ	別府市大字鉄輪	安波　利一	182	10.0	200	S49.3.15
11	クスノキ	大分市大字下戸次	楠木生八幡社	1080	40.0	1000	S49.3.15
12	イチョウ	大分市大字広内	円通寺	750	22.0	1380	S49.3.15
13	イヌマキ	大分市大字鶴崎	剣八幡宮	220	11.0	400	S49.3.15
14	ホルトノキ	大分市大字八幡	柞原八幡宮	480	25.0	430	S49.3.15
15	カゴノキ	大分市大字廻栖野	立川　幸人	根元　350	13.0	200	S53.3.22
16	タブノキ	大分市大字佐野	白石　昭	500	25.0	350	S61.4.11
17	クスノキ	大分市大字久土	久土神社	400	20.0	600	H1.10.3
18	トチノキ	大分市大字今市	高岩神社	641	36.0	1200	S49.3.15
19	ムクノキ	由布市挾間町鬼崎同尻	馬見塚　義人	570	24.0	300	S50.1.7
20	クスノキ	臼杵市大字井村	三島神社	720	25.0	600	S50.1.7
21	アコウ	津久見市大字綱代	赤崎神社	360	12.0	500	S49.3.15
22	ウバメガシ	津久見市大字中央町	宮本地区	220	9.0	400	S49.3.15

番号	樹木名	所在	所有	胸高周囲（cm）	樹高（m）	樹齢	指定年月日
23	タブノキ	津久見市大字津久見	谷川天満社	600	20.0	350	H14.1.8
24	クスノキ	佐伯市船頭町	大分県	620	18.0	560	S49.3.15
25	ビャクシン	佐伯市大字長良	真正寺	330	11.0	1000	S49.3.15
26	ミツウメ	佐伯市大字青山	髙瀬　精市	根元　103	3.0	180	S51.3.9
27	サザンカ	佐伯市弥生大字井崎	西運寺	175	14.0	380	S61.4.11
28	ナギ	佐伯市弥生大字床木	水無地区	204	16.0	390	S61.4.11
29	イチイガシ	佐伯市宇目大字木浦内	神崎神社	600	30.0	600	S50.1.7
30	ナギ	豊後大野市三重町上田原	御手洗神社	680	15.0	1000	H14.1.8
31	ナツメ	臼杵市野津町大字野津市	原　高節	185	8.0	400	S50.1.7
32	ヤマモモ	臼杵市野津町大字八里合	正光寺	370	15.0	400	S51.3.9
33	イチイガシ	豊後大野市清川町左右知	羽田野　富士正	1200	20.0	1000	S49.3.15
34	ムクノキ	竹田市大字会々	竹田市	470	30.0	350	S51.3.9
35	イチイガシ	竹田市大字植木	六柱神社	480	25.0	250	S53.3.22
36	イチョウ	竹田市荻町新藤	荻神社	920	35.0	300	S49.3.15
37	ツクバネガシ	竹田市久住町大字久住	戸坂　アヤメ	210	11.0	300	S51.3.9
38	カヤ	九重町大字菅原	佐藤　良作	根元　630	20.0	1200	S49.3.15
39	イチョウ	玖珠町大字大田	長尾　嘉人	1100	23.0	900	S49.3.15
40	マツ	日田市隈町２丁目	八坂神社	185	5.0	300	S49.3.15
41	クスノキ	日田市大字西有田	大行寺八幡宮	440	28.0	1060	S50.1.7
42	イチョウ	日田市天瀬町馬原	穴井　登士太	530	36.0	1000	S49.3.15
43	ムクノキ	日田市上津江町川原	伊藤　光雄	1000	20.0	不明	H1.10.3
44	イチョウ	中津市大字金谷森の丁	貴船神社	420	31.0	250	S49.3.15
45	クス	中津市大字大貞	薦神社	1340	36.5	1000	S49.3.15
46	スギ	中津市本耶馬渓町跡田	羅漢寺	610	40.0	380	S50.1.7
47	シダレザクラ	中津市耶馬渓町大字深耶馬	光円寺	260	10.0	350	H10.3.20
48	スギ	中津市山国町中摩	諏訪神社	739	58.0	500	S50.1.7
49	イヌマキ	宇佐市大字下麻生	宇佐市	354	17.0	400	S50.1.7
50	クロガネモチ	宇佐市大字下高家	高家神社	340	15.0	350	S51.3.9
51	ソテツ	宇佐市大字上乙女	宇佐市	根元　600	5.0	554	S53.3.22
52	イチョウ	宇佐市院内町西椎屋	西椎屋神社	1120	34.0	1600	S49.3.15
53	スギ（右）	宇佐市院内町斉藤	藤群神社	590	31.0	400	H14.1.8
54	スギ（左）	宇佐市院内町斉藤	藤群神社	660	32.0	400	H14.1.8
55	ツバキ	日田市大字高瀬	高瀬　秋吉	203	9.5	350	H15.2.18
56	クロマツ	宇佐市大字住江	貴船神社	280	11.5	300	H15.4.25
57	オンツツジ(北)	豊後大野市朝地町上尾塚	田部　芳子	根元　150	7.0	200	H15.7.29
58	オンツツジ(南)	豊後大野市朝地町上尾塚	田部　勇	根元　122	7.0	200	H15.7.29
59	ムクノキ	国東市国見町赤根	古幡社	427	7.5	300	H18.3.14
60	ケンポナシ	国東市国見町赤根	古幡社	208	22.5	200	H18.3.14
61	スダジイ	宇佐市大字西大堀	熊野神社	580	27	500	H20.4.8
62	ヤマザクラ	佐伯市大字海崎字竹ノ脇	中野地区	475	22.8	120	H23.10.28
63	ヤナギ	宇佐市大字江須賀	柳ヶ浦小学校	280	5	100（推定）	H25.2.5
64	イヌマキ	佐伯市大字堅田	佐伯市西野地区区長	354	20.0	480	H25.10.8

第４項　身近な水辺の創造

１　河川空間の整備

河川は古来より人間の生活に密接にかかわり続け、その治水・利水機能の増進によって生活領域や生産活動を拡大させ、文化や国土の形成に大きな役割を果たしてきた。しかし近年、河川流域内の都市化の進展に伴い河川環境が著しく変化し、周辺環境と調和した憩いの場・安らぎの場としての河川空間整備への期待が高まっている。このため、身近にふれあえる水辺の確保や、やすらぎを感じるうるおいのある川づくりに努めている。また、ボランティア活動の支援、水辺の学習会等を行うことにより地域と連携した川づくりを推進している。

（主な取組）

ふる里の水辺づくりのサポート

地元自治会等の河川美化活動を支援し、総合的な河川管理活動を行っている。また地元の小学生等を対象に河川・海岸美化に関する勉強会を開催している。

海岸環境の整備

快適な海岸環境の空間を創出するため、国東市の安岐海岸で事業を実施している。

２　海岸における親水空間の確保

誰もが利用しやすく、海とふれあえる海岸を目指し、親水性の高い護岸や緑地・広場等の整備を別府港海岸（関ノ江地区）、国東港海岸（武

蔵（藤本）地区）において行っている。

3　港湾における憩い空間の確保

港湾における自然環境を保全・再生・創造し、豊かで親しみのあるウォーターフロントを形成し、安らぎ・にぎわいのある港湾緑地の整備を別府港、臼杵港において行っている。

4　農村の環境保全対策

平成13年度に土地改良法（昭和24年法律第195号）の改正がなされ、田園環境整備マスタープランに基づく環境との調和に配慮した事業の推進が定められた。

このため、事業を実施する市町村では「環境創造区域」（自然と共生する環境を創造する区域）と「環境配慮区域」（工事の実施に当たり、環境に与える影響の緩和を図るなど環境に配慮する区域）とに区分し、事業計画との整合を図ることが求められている。平成19年度までに、18市町村中17市町村において本マスタープランを作成している。

なお、農村地域における環境の実態を把握するため、平成13年度から「田んぼの生きもの調査（水田周辺地域の生物調査）」を実施している。平成21年度までに、県内全振興局において、７～８月に水田周辺地域の用排水路に生息する魚類、蛙の生息状況を調査し、毎年オイカワ、アブラハヤ、ドンコ、アマガエル等の多様な水生生物が確認されている。

また、景観に優れ、豊かで住みよい農村の創造を目指し、ほ場整備、農道、農業用用排水路などの農業生産基盤の整備と併せて、集落道・集落水排路・農村公園、農業活動拠点施設などの生活環境基盤の整備を総合的に行う事業を、平成25年度は以下のとおり実施している。

①　農村振興総合整備事業　　6地区
②　中山間地域総合整備事業　18地区
③　農地環境整備事業　　1地区

さらに、平成19年度から「農地・水保全管理支払交付金」として、平成26年度からは、「多面的機能支払交付金」により、地域共同による農地・農業用施設等の適切な管理と農村環境の保全活動および、農業用施設の長寿命化や水質・地域環境の保全のための取組を行う活動に対して支援を行っている。

また、環境負荷を低減するために化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らした営農活動に対して支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を活用している。

第５項　農山漁村の持つ多面的な機能の維持・再生

本県では、生産条件の不利な中山間地域が耕地面積の７割を占め、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加およびこれに伴う水源涵養、洪水の防止や生態系の保全などの多面的機能の低下が懸念されることから、中山間地域等直接支払交付金を積極的に活用し、農地の適切な管理・保全に努めている。現在、平成22年度にスタートした第３期対策（平成22～26年度）を実施中である。

こうした取組の一例として、国東市国東町赤松中地区では、農地法面の野焼き、集落内の農道・水路等の保全管理及び鳥獣害対策としての防護柵設置を行っている。また、役員を中心とした農地の管理受託体制を構築し、農業生産活動の継続が困難となった1.1haについて農地を集落内外の担い手が作業受託により管理している。さらに、農閑期に景観作物としてレンゲや彼岸花を植え付けるとともに、周辺林地の下草刈りを行っている。

臼杵市野津町黒坂地区では、これまで集落営農組織への農地利用集積と農作業の共同化を図ってきたが、平成22年度に大豆生産を中心とした農事組合法人を設立し、共同作業の効率化を図るとともに、農地の維持管理を行っている。協定面積8.4haの内、当法人への利用権設定及び作業受託を行った約6.6haについては、普通大豆を作付けし農協を通して販売している。また、残りの約1.8haについては、普通大豆よりも単価の高い種子用大豆及び葉たばこを各農業者で生産している。さらに、農業生産活動だけでなく、鳥獣害防止対策や農道・水路の管理・補修を行うとともに、景観作物としてコスモスの作付けを実施している。

このように、県下各地で農業生産を維持しながら、生態系の保全および住民との交流などの多面的機能を確保する活動が積極的に進められている。

第６項　歴史的・文化的遺産の保全と活用

1　文化財の保護

⑴　文化財の現況

文化財は、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物（史跡・名勝・天然記念物）・伝統的建造物群・埋蔵文化財・文化的景観の７種類に分けられる。このうち、記念物及び文化的景観は自然環境と密接な関わりを持つ。

⑵ 平成25年度に実施した記念物に対する文化財保護対策

ア 調査

特別天然記念物カモシカの通常調査（25年度～）を実施した。

また、県全体の悉皆調査及び保護推進事業として、天然記念物(動植物・地質鉱物)緊急調査（25 ～ 26年度）及び大分県の文化的景観（25 ～ 26年度）を生活環境部主体事業として実施した。

イ 指定

平成25年10月に、富貴寺境内（豊後高田市）が、国史跡に指定された。また、中津城跡（中津市）が、県史跡に指定された。なお、記念物についての指定状況は、表2-6aに示すとおりであり、県下における国指定及び県指定の全ての文化財件数は、表2-6bに示す通りである。

ウ 保存修理及び環境整備

国宝の宇佐神宮本殿（宇佐市)、国宝・特別史跡の臼杵磨崖仏（臼杵市）をはじめとして、国史跡の宇佐神宮境内(宇佐市)、大分元町石仏(大分市)、岡城跡(竹田市)、咸宜園跡（日田市)、ガランドヤ古墳（日田市)、角牟礼城跡（玖珠町）の保存修理、環境整備等を実施した。

エ 土地の公有化

大分市による大友氏遺跡・横尾貝塚、日田市による小迫辻原遺跡、竹田市による岡城跡の土地公有化を支援した。

表2-6a 記念物の指定状況　（平成26年９月30日現在）

（史　　跡）

分　類	国指定	県指定
貝塚・集落跡・古墳など	19	41
城跡など	3	7
社寺跡・祭祀信仰遺跡など	11	33
教育・学術・文化施設など	1	1
交通・治水・生産施設など		9
墳墓及び碑	1	13
旧宅など	4	1
計	39	105

（名　　勝）

分　類	国指定	県指定
公園・庭園	2	3
峡谷・瀑布・渓流		2
山岳・丘陵	1	2
計	3	7

（天然記念物）

分　類	国指定	県指定
動物（生息地を含む）	5	6
植物（群落・自生地を含む）	9	66
地質・鉱物	9	5
計	23	77

表2-6b 国・県指定文化財件数（選定含む）　（平成26年９月30日現在）

国指定		県指定		合計
重要文化財（国宝４含む）	87	有形文化財	467	554
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	13	17
重要無形民俗文化財	6	無形民俗文化財	50	56
史跡（特別史跡1含む）	40	史跡	105	145
名勝	3	名勝	7	10
天然記念物(特別天然記念物２含む)	23	天然記念物	77	100
重要伝統的建造物群保存地区(選定)	1	－		1
重要文化的景観（選定）	3	－		3
選定保存技術	1	－		1
合計	169	合計	721	890

第３節　温泉の保護と利用

第１項　温泉の資源保護

１　温泉の現況

⑴　大分県の温泉の現況

本県は平成25年３月末現在16市町村において温泉が湧出しており、源泉総数は4,473孔、湧出量は286,032ℓ/分であり、ともに全国第１位である。

温泉の多い市町村としては別府市、由布市、九重町、大分市等が挙げられる。

全国及び大分県の状況は、次の表のとおりである。

〈全国の状況〉

●源泉数の上位５都道府県　（平成24年度）

源泉数	
大分県	4,473孔
鹿児島県	2,773
静岡県	2,277
北海道	2,225
熊本県	1,375

●湧出量の上位５都道府県　（平成24年度）

湧出量	
大分県	286,032ℓ／分
北海道	231,911
鹿児島県	206,894
青森県	139,315
熊本県	135,719

〈大分県の状況〉

●源泉数の上位５市町村　（平成24年度）

源泉数	
別府市	2,293孔
由布市	1,049
九重町	401
大分市	233
日田市	162

●湧出量の上位５市町村　（平成24年度）

湧出量	
別府市	87,032ℓ／分
九重町	81,801
由布市	58,633
大分市	16,809
日田市	16,516

⑵　温泉の多目的利用

本県の温泉は、古くから浴用を中心に、疾病等の治療手段や観光資源として利用されてきたが、近年では、クリーンエネルギーとしても注目されており、温泉熱を利用した暖房、施設園芸、養魚、地熱発電等の産業面にも幅広く利用されるようになった。

特に、地熱発電については利用が進んでおり、日本の総出力約53万kWのおよそ28％にあたる約15万kWの発電が行われており、全国一となっている。

２　温泉の行政処分状況

⑴　温泉掘削等の許可

温泉の掘削等の行為に際しては、**温泉法**に基づく許可申請を行い知事の許可を受けなければならない。

大分県では学識経験者等で構成される「大分県環境審議会温泉部会」（年６回開催）に温泉掘削等の許可申請を諮り、その答申に基づき許可等の行政処分を行っている。

本県における温泉掘削等の許可件数は、次の表のとおりである。

●温泉掘削等許可状況　（件）

年度／区分	掘削	増掘	動力	計
平成21年度	56	9	61	126
平成22年度	54	6	45	105
平成23年度	41	5	40	86
平成24年度	45	3	31	79
平成25年度	58	5	35	98

また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合についても、知事（大分市にあっては大分市長）の許可を必要とするが、平成25年度は、浴用49件、飲用４件の合計53件について許可した。

⑵ 温泉利用状況調査

温泉の公共利用許可を受けた者は、温泉法第18条の規定により温泉の成分等について施設内に掲示しなければならないこととされており、温泉の適正な利用を図るため、温泉法第35条に基づき各保健所等の職員が管内の施設を対象に立入検査を実施し、所要の指導を行っている。

⑶ メタンガス対策

平成19年６月19日に東京都渋谷区で発生した温泉施設の爆発事故を受けて、平成20年10月１日に施行された改正温泉法により、温泉をくみ上げる者はメタンガス濃度が基準値より低いことの知事による確認、又はメタンガス対策を行ったうえで温泉採取許可のいずれかを受けることが義務づけられた。

併せて、温泉掘削についても、メタンガス対策が新たに盛り込まれ、隣地からの距離の確保、掘削途中のメタンガスの測定等が義務づけられた。

3　温泉資源の保護と適正な利用

⑴ 温泉資源の保護

現在、大分県環境審議会温泉部会では審議基準を設定し、既存泉から一定の距離での掘削を規制し、また別府市、由布市湯布院町の一部地域では、新規掘削を禁止するなどして温泉資源の保護に努めている。

しかし、近年、掘削技術の進歩等により、いままで温泉が湧出していなかった地域でも温泉の掘削が行われるようになるとともに、古くからの温泉地やその周辺地域では温泉の衰退化傾向がみられるところも出てきた。

温泉も有限な地下資源の一つであり、温泉利用がこのまま増大していけば、今後の利用に支障が生じることが憂慮され、未然に防止施策を講じる必要がある。

そのため、県では平成５年度から温泉地保全対策事業として、各温泉地の温泉湧出メカニズムの現況と推移を正確に把握・解析する科学的調査を実施し、温泉地の保全対策のための基礎資料を得ることとし、その調査結果に基づき保全対策を検討している。

平成５～６年度に由布市湯布院町湯平温泉、平成７～８年度に竹田市直入町長湯温泉、平成９～10年度に宝泉寺温泉をはじめとする九重町南山田地区、さらに平成11～12年度には日田市天瀬町の天ヶ瀬温泉地周辺の調査を行った。

これらの調査結果に基づき、大分県環境審議会温泉部会では各温泉地における保全対策を検討した結果、平成９年から湯平温泉の一部を保護地域に、平成10年から長湯温泉を保護地域に、平成13年からは宝泉寺温泉を保護地域にそれぞれ指定し、温泉部会の審議基準を改正するなどして温泉資源の保護に努めている。

また、平成13年度から14年度にかけて「天ヶ瀬温泉保護対策検討委員会」を設置して、天ヶ瀬温泉の具体的な保護対策について検討を行い、平成15年に保護地域に指定した。

さらに、平成13年度からは、これら４地域を含む１市４町（市町村合併後は４市１町）の９地域について、水位、泉温、湧出量等を定期的にモニタリングして温泉資源の現状を把握するとともに、これまでに実施してきた保護対策の効果を見守る目的で、温泉資源保護調査事業を継続的に行っている。平成17年度からは対象地域に大分市も加え、平成26年度からは計15か所で調査を行っている。この事業では、水位等の測定に関して地元市町村の協力を得るとともに、学識経験者等で構成する大分県温泉監視調査委員会を設置して、調査結果の解析、検討を行っている。

第２項　多目的利用と温泉地づくり

近年の都市化の進展、余暇時間の増大等を背景として、自然とのふれあいを求める声が高まっており、自然環境を積極的に活用した温泉地の育成が課題となっている。

特に、国民保養温泉地は、温泉の有する保養機能に加え、豊かな自然環境に恵まれていることから、温泉の保健的利用と自然とのふれあいを目的とした各種公共施設の整備が進められている。

大分県の温泉は日本一の源泉数と湧出量を誇っているが、個人による利用が極めて多く、乱掘等による衰退化を防止するために、温泉の集中管理等の温泉の適正な利用を推進する必要がある。

温泉の湧出メカニズムや、温泉が心身に与える影響などについて、各種施策の基礎資料とするため、科学的見地から調査研究を推進している。調査研究の成果については、行政での活用に加え、民間の事業活動や、さらなる調査研究の基礎資料として利用されるよう、図書館等への配布やホームページに掲示する等、情報提供を行っている。

1　温泉に関する調査研究

⑴ 大分県温泉調査研究会

「大分県温泉調査研究会」（事務局：生活環境企画課内）は、学識経験者、県及び温泉がゆう出している市町村等を会員として構成されており、昭和24年の発会以来、継続して県

内の温泉の湧出メカニズムや、温泉が心身に与える影響などを地球物理学、地質学、医学等の科学的見地に基づき研究している。

平成25年度は、次の14テーマについての調査研究を行った。

○人工炭酸入浴剤使用における糖尿病患者の血管内皮機能における影響
○大分川源流域の水質について－温泉排水の流入による河川水への影響について－
○別府湾の表層堆積物構造
○姫島拍子水温泉の地球化学的研究（その２）温泉遊離ガス
○青白色に色づく酸性硫酸泉の呈色因子の実証
○姫島火山の溶岩に包有されるザクロ石含有岩の研究
○大分県における地殻の地震波減衰構造
○大分県の水試料のSr同位体組成
○AMT法を用いた伽藍岳地下比抵抗構造調査
○大分県九重町周辺の表層電気伝導度分布
○温泉観光地における新しい情報発信の構築に向けた研究
○別府温泉における微生物の解析と考察
○遺伝子検査（LAMP法）を用いた温浴施設の衛生管理
○別府血の池地獄の希土類元素

これらの平成25年度の調査研究の成果については、大分県温泉調査研究会報告第65号（平成26年７月発行）及び研究発表会（平成26年８月27日開催）で報告された。

また、平成21年度から県内の各温泉地で、温泉資源の保護及び有効利用について啓発するために、これまで、別府、竹田、由布院、宝泉寺、湯平及び天ヶ瀬温泉地域で、地域別懇談会を開催している。平成24年度は、これまでに行った懇談会の総括として、別府市で「豊かな温泉資源を未来に継承するおんせん県おおいたシンポジウム」を開催した。

⑵ 大分県温泉調査報告

大分県内における温泉分析の登録分析機関が行った県内の温泉の分析結果について、平成25年度分をとりまとめて「大分県温泉調査報告第65号」として発行した。